

鳥取縣立高等商業學校

告示

鳥取縣告示第三百六十六號

昭和二十二年第一回專門學校入學者試驗檢定並びに高等試驗令第七條による試験檢定を次のように實施する

昭和二十二年八月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、試験場

鳥取市東町 鳥取商業學校

二、試験施行期日

自昭和二十二年十月一日 五日間
至昭和二十二年十月五日

三、出願期日

自昭和二十二年八月二十一日
至昭和二十二年八月三十一日

四、試験科目

昭和二十二年八月二十三日

號

土曜 日

1、專門學校入學者試験檢定

男子の部

國語、數學、物象、生物、書道、圖畫、歴史、地理、外國語（英語、獨語、佛語 支那語の内）

女子の部

國語、數學、物象、生物、歴史、地理、家政、育児、保健、被服、書道、圖畫

2、高等、試験令第七條による試験檢定

國語、數學、歴史、地理、物象

五、受験手續

志願者は次の規定に定められたる受験願書に附屬書類を添付して出願期日内に鳥取縣教學課に到着する様提出すること

志願者は一專門學校入學者檢定規程（大正十三年十月文部省令第二十二號）二專門學校入學者檢定規程第八

條ニ依リ試験ヲ免除セラルル學科目」(昭和十八年四月文部省告示第四百九十八號)「高等試験令第七條及第八條ニ關スル件」(大正七年二月文部省令第三號)文部省令第五號(大正十五年一月)を参照すること尙詳細に付ては本人直接鳥取縣教學課又は地方事務所に出頭し或は返信郵券を添へて照會すること

選舉告示

◇選舉告示第二十二號

昭和二十二年八月二十日執行の鳥取縣農地委員會委員選舉繰上補充選舉會において當選した者は次の通りである。

昭和二十二年八月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一選舉區

農地調整法第十五條ノ十四第三項第二號に屬する者

鳥取縣氣高郡青谷町大字青谷三三九六 川崎幸一

第二選舉區

農地調整法第十五條ノ十四第三項第一號に屬する者

鳥取縣東伯郡古布庄村大字法萬九八 橋田吉藏
鳥取縣西伯郡法勝寺村大字落合四四九 杉山重治
農地調整法第十五條ノ十四第三項第二號に屬する者
鳥取縣西伯郡所子村大字上野二〇二 金田守夫
農地調整法第十五條ノ十四第三項第三號に屬する者
鳥取縣西伯郡巖村大字二本一三 大山初太郎

昭和二十二年八月二十三日印刷
昭和二十二年八月二十三日發行

鳥取縣公報

(昭和二十二年八月十五日)

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町